

特定非営利活動法人 あいあいの杜 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あいあいの杜という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県瀬戸内市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、両親の就労等で家庭では保育できない乳幼児を預かり、家庭や地域社会と十分に連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行い、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を促す保育を行う。また、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的な役割や次世代育成の役割を担い、地域の乳幼児の福祉増進を図る。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 保育所型認定こども園を運営する事業
- ② 小規模保育事業所を運営する事業
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑦ 子育て応援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 本法人の目的及び事業の推進に寄与するものであること。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項第1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の理事長が必要と認める者も総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条においても同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(5) 事務局の組織及び運営

- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは、ファックス又は電子メールをもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

（資産の管理）

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は民法に基づく公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田淵 雅子
副理事長	田淵 正行
理事	竹内 宣昭
同	木下 浩
同	野崎 友美
同	牛堂 加奈江
監事	岡 利信
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の

日から平成19年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人あひあひの杜

1 事業の方針

本年も、豊かな自然環境を存分に生かした保育と子育て支援、また、学童（児童）の子どもたちとそれに関わる人（保護者・来場者・職員・地域の方他）たちが、楽しく！関わり！繋がり！子ども真ん中の子育てを楽しむことが出来るあひあひの杜の活動を展開していくと共に、活動内容を地域などへも繋がるように努める。

保育事業について、あひあひ保育園は今年度から認定こども園 保育所型「あひあひこども園」となり、保育園機能のみだったが、幼稚園席の子どもたちも入所できることとなった。牛窓地域にとっては子どもの人数が減少している現状であるが、そんな中でも、子どもたちが共に混ざり合い自然の中で体をしっかり動かしたり、みんなの力で遊びを育てたりしながら、山の自然の中で様々な学びを経験できる多様な環境といえる。また、その環境を最大限に使い、創意工夫の遊び場で子どもたちが生き生きと過ごせる居場所でありたいと思う。子どもたちの発想を大切に遊びを進めていき、考えたり工夫したりできる保育環境の充実を図る。わくわく保育園においても愛情を注ぎ、子どもが安心して過ごせる保育の充実を図る。また、保護者も安心してもらえるよう職員の質の向上にも努める。そして、保護者や地域の方々にもご理解ご協力を頂きながら、地域に根ざしたこども園となるよう努める。

子育て支援センターにおいては、インスタグラムなどを利用して利用者の増加に繋がってきている。保護者の思いに共感したり、情報提供や必要な専門の方とも繋がったりしながら、利用者の方々の困りごとに寄り添っていききたい。また、利用者の方々の得意分野を生かした主体的な活動を計画していききたい。そして、安心・安全の子育てを利用者の方々と共に考えていきたい。

放課後児童クラブでは、研修を積極的に受講して職員の質の向上を図り、地域に根ざした施設になるよう努力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
保育所型認定こども園を運営する事業	乳幼児保育事業 (あひあひこども園)	R 8.4.1～ R 9.3.31	瀬戸内市牛窓町鹿忍4455-1	24人	乳幼児 22,500人	116,853
小規模保育事業所を運営する事業	乳幼児保育事業 (わくわく保育園)	R 8.4.1～ R 9.3.31	瀬戸内市長船町福岡833	12人	乳幼児 5,500人	61,450
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ (ゆめクラブ うみ組・もり組)	R 8.4.1～ R 9.3.31	瀬戸内市牛窓町鹿忍4455-1	9人	児童 8,500人	24,000
	放課後児童クラブ (今城っ子クラブ 1組 2組)	R 8.4.1～ R 9.3.31	瀬戸内市邑久町大富25	10人	児童 9,000人	22,000
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター 一事業	R 8.4.1～ R 9.3.31	瀬戸内市牛窓町鹿忍4455-1	3人	乳幼児と保護者 4,500人	10,000
一時預かり事業	一時預かり事業	R 8.4.1～ R 9.3.31	瀬戸内市牛窓町鹿忍4455-1	2人	短時間保育 100人	2,500
子育て応援事業	就労の保護者 支援	R 8.4.1～ R 9.3.31	瀬戸内市牛窓町鹿忍4455-1	2人	乳幼児 1,200人	180

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人あいの杜

1 事業の方針

本法人は、すべての子どもが安心、安全に育ち、自然の環境の中で自己肯定感を高めながら未来を切り開く生きる力を育むことを目的としている。また、家庭・地域・関係機関と連携し「子どもまんなか」に据えた包括的な支援を心がけていきたい。そして、その子どもたちが将来世のため人のために役に立てるように、各施設とより交流を深めたり、法人間で様々な課題解決に向け話し合ったりしながら、地域や利用者親子、職員のために様々な力をつけていきたい。

あいのこども園（教育・保育の一体提供）では、0歳から就学前までの一貫した教育・保育の実施の中で、遊びを中心とした主体的な学びの保障、また、自然体験、異年齢交流の充実を大切にするとともに小学校への円滑な接続を大切にしていきたい。

わくわく保育園では、乳幼児健やかな成長を支える保育と、安心・安全な生活環境に配慮していきたい。また、この時期に大切である生活習慣の形成や個々の発達に応じた丁寧な関わりを基本に、地域の方々のご協力のもと、様々な不思議に目を輝かせ、見たり触ったりする体験を大切にすることで、科学する心の芽を育てていけるようにする。

放課後児童クラブにおいては、小学校後の安全な居場所づくり、生活と遊びを通じた社会性の育成、異年齢交流ならではの思いやりの心の育成、学校・家庭との連携の構築に努める。

子育て支援センターでは、未就園児親子の交流の場の提供や子育て相談・情報提供、また、育児講座・イベントを開催する。そして、地域の子育て家庭の孤立防止などにも気を付けていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
保育所型認定こども園を運営する事業	乳幼児保育事業 (あいのこども園)	R9.4.1～ R10.3.31	瀬戸内市牛窓町 鹿忍4455-1	23人	乳幼児 20,000人	104,200
小規模保育事業所を運営する事業	乳幼児保育事業 (わくわく保育園)	R9.4.1～ R10.3.31	瀬戸内市長船町 福岡833	14人	乳幼児 5,500人	63,140
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ (ゆめクラブ うみ組・もり組)	R9.4.1～ R10.3.31	瀬戸内市牛窓町 鹿忍4455-1	9人	児童 8,500人	25,000
	放課後児童クラブ (今城っ子クラブ 1組 2組)	R9.4.1～ R10.3.31	瀬戸内市邑久町 大富25	10人	児童 8,600人	20,000
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター 一事業	R9.4.1～ R10.3.31	瀬戸内市牛窓町 鹿忍4455-1	2人	乳幼児と保護者 4,500人	10,000
一時預かり事業	一時預かり事業	R9.4.1～ R10.3.31	瀬戸内市牛窓町 鹿忍4455-1	2人	短時間保育 100人	2,700
子育て応援事業	就労の保護者 支援	R9.4.1～ R10.3.31	瀬戸内市牛窓町 鹿忍4455-1	2人	乳幼児 1,000人	150

令和8年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 あいあいの社
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	750,000		750,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
保育所型認定こども園を運営する事業	147,400,000		147,400,000
小規模保育事業所を運営する事業	62,000,000		62,000,000
放課後児童健全育成事業	48,000,000		48,000,000
地域子育て支援拠点事業	14,000,000		14,000,000
一時預かり事業	3,400,000		3,400,000
子育て応援事業	200,000		200,000
5. その他収益			
受取利息	32,000		32,000
その他の収益	1,800,000		1,800,000
その他のサービス活動外収益	3,000,000		3,000,000
経常収益計	280,582,000		280,582,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	174,600,000		174,600,000
法定福利費	22,698,000		22,698,000
退職給付費用	4,300,000		4,300,000
人件費計	201,598,000		201,598,000
(2) その他経費			
給食費	8,500,000		8,500,000
保健衛生費	500,000		500,000
保育材料費	3,500,000		3,500,000
水道光熱費	6,000,000		6,000,000
燃料費			0
消耗器具備品費	4,435,000		4,435,000
保険料	750,000		750,000
賃借料	8,750,000		8,750,000
車輛費	2,950,000		2,950,000
雑費			0
減価償却費	0		0
その他経費計	35,385,000		35,385,000
事業費計	236,983,000		236,983,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
退職給付費用			0
福利厚生費	1,840,000		1,840,000
人件費計	1,840,000		1,840,000
(2) その他経費			
旅費交通費	83,000		83,000
研修研究費	168,000		168,000
事務消耗品費	785,000		785,000
印刷製本費	550,000		550,000
修繕費	400,000		400,000
通信運搬費	3,450,000		3,450,000
広報費	50,000		50,000
業務委託費	430,000		430,000
手数料	5,900,000		5,900,000
土地・建物賃借料	9,800,000		9,800,000
租税公課	250,000		250,000
保守料	150,000		150,000
諸会費	150,000		150,000
雑費	500,000		500,000
減価償却費	4,800,000		4,800,000
その他のサービス活動外費用	3,200,000		3,200,000
その他経費計	30,666,000		30,666,000
管理費計	32,506,000		32,506,000
経常費用計	269,489,000		269,489,000
当期経常増減額	11,093,000		11,093,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替	0		0
当期正味財産増減額	11,093,000		11,093,000
前期繰越正味財産額	76,512,479		76,512,479
次期繰越正味財産額	87,605,479		87,605,479

令和9年度 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 あいあいの杜

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	750,000		750,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
保育所型認定こども園を運営する事業	137,840,000		137,840,000
小規模保育事業所を運営する事業	65,000,000		65,000,000
放課後児童健全育成事業	48,000,000		48,000,000
地域子育て支援拠点事業	14,000,000		14,000,000
一時預かり事業	3,000,000		3,000,000
子育て応援事業	160,000		160,000
5. その他収益			
受取利息	30,000		30,000
その他の収益	1,650,000		1,650,000
その他のサービス活動外収益	3,000,000		3,000,000
経常収益計	273,430,000		273,430,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	168,000,000		168,000,000
法定福利費	21,840,000		21,840,000
退職給付費用	1,000,000		1,000,000
人件費計	190,840,000		190,840,000
(2) その他経費			
給食費	8,300,000		8,300,000
保健衛生費	500,000		500,000
保育材料費	3,200,000		3,200,000
水道光熱費	6,000,000		6,000,000
燃料費			0
消耗器具備品費	4,000,000		4,000,000
保険料	750,000		750,000
賃借料	8,700,000		8,700,000
車輛費	2,900,000		2,900,000
雑費			0
減価償却費	0		0
その他経費計	34,350,000		34,350,000
事業費計	225,190,000		225,190,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
退職給付費用			0
福利厚生費	1,800,000		1,800,000
人件費計	1,800,000		1,800,000
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000		80,000
研修研究費	150,000		150,000
事務消耗品費	700,000		700,000
印刷製本費	550,000		550,000
修繕費	400,000		400,000
通信運搬費	3,250,000		3,250,000
広報費	50,000		50,000
業務委託費	430,000		430,000
手数料	5,600,000		5,600,000
土地・建物賃借料	9,800,000		9,800,000
租税公課	250,000		250,000
保守料	150,000		150,000
諸会費	150,000		150,000
雑費	500,000		500,000
減価償却費	4,600,000		4,600,000
その他のサービス活動外費用	3,000,000		3,000,000
その他経費計	29,660,000		29,660,000
管理費計	31,460,000		31,460,000
経常費用計	256,650,000		256,650,000
当期経常増減額	16,780,000		16,780,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替	0		0
当期正味財産増減額	16,780,000		16,780,000
前期繰越正味財産額	87,605,479		87,605,479
次期繰越正味財産額	104,385,479		104,385,479